

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………一

………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）……………一

○鳥獣捕獲等事業の変更認定……………一

………（環境局自然環境部計画課）……………一

○知事指定薬物の指定の失効……………一

………（福祉保健局健康安全部業務課）……………一

○漁業法による遊漁規則の変更認可……………一

………（産業労働局農林水産部水産課）……………一

告示（選）

○平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三

○平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三

○平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十二号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三

○平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十三号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三

○平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三

○平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十五号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三

○平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十六号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三

公告

○争議行為の予告（二件）……………四

………（産業労働局雇用就業部労働環境課）……………四

告示

○都市計画事業の施行……………九
………（建設局道路管理課）……………九

東京都告示第千六百七十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 LPJリアルエステート株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 松 貢平

(三) 主たる事務 新宿区新宿二丁目五番十二号
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七三〇号

(五) 免許年月日 平成二十七年一月十六日

二 処分年月日 平成二十九年十一月一日

三 処分内容 業務の全部の停止十五日間（平成二十九年十一月十六日から同月三十日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

東京都告示第千六百七十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）につ

いて次のとおり告示する。

平成二十九年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称

株式会社野生動物保護管理事務所

二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所

東京都町田市小山ヶ丘一丁目十番十三号

三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役 濱崎 伸一郎

東京都告示第千六百七十九号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十九年十一月九日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 ニー「二・五」ジメトキシー四（トリフルオロメチル）フェニル」エタンアミン及びその塩類（通称名ニC-TFM）

(二) 化学名 メチルニ（四）フルオロフェニル」ー二（ピペリジン）ニール）アセテート及びその塩類（通称名四-Fluoromet

h y l p h e n i d a t e、四-FMPH、

四-FMPH）

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有

効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第二百二十号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため。

三 失効年月日

平成二十九年十一月十日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第六百八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、平成二十九年十月二日付けをもって東京都内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十一月九日

東京都知事 小池百合子

一 内共第三号

(一) 漁業権者の名称及び住所

多摩川漁業協同組合

府中市府中町二丁目二十五番地

(二) 漁業権の免許番号

内共第三号

(三) 変更の内容

別記第2号様式12、別記第4号様式12及び別記第6号様式12を削除する。

(四) 変更後の規則施行年月日

平成二十九年十月二日

二 内共第五号

(一) 漁業権者の名称及び住所

多摩川漁業協同組合

府中市府中町二丁目二十五番地

恩方漁業協同組合

八王子市上恩方町千三百五十三番地

(二) 漁業権の免許番号

内共第五号

(三) 変更の内容

別記第1号様式及び別記第5号様式を変更する。

(四) 変更後の規則施行年月日

平成二十九年十月二日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都港区第二十支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第三百三十四号）の一部を次のように訂正する。

平成二十九年十一月九日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都港区第二十支部の部2支出総額の項を

次のように改める。

2 支出総額 510,000

(翌年の繰越額) 888,300

自由民主党東京都港区第二十支部の部3本年収入の内訳

の項の次に次のように加える。

4 支出の内訳

経常経費 510,000

事務所費 510,000

●東京都選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第十五選挙区支部及び自由民主党東京都港区第二十支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第一百十六号）の一部を次のように訂正する。

平成二十九年十一月九日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第十五選挙区支部の部3本年収入の内訳の項中「27,327,000」を「29,327,000」に、「8,270,000」を「10,270,000」に、「7,893,000」を「5,893,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中「日本医師連盟 100,000 文京区」を「日本医師連盟 100,000 文京区」を「日本医師連盟 100,000 文京区」に、「志帥会 2,000,000 千代田区」に改め、同部6特定パーティーの概要の項中「7,893,000」を「5,893,000」に改める。

自由民主党東京都港区第二十支部の部1収入総額の項中「1,761,500」を「1,251,500」に、「1,398,300」を「888,300」に改め、同部2支出総額の項を次のように改める。

2 支出総額 510,000

(翌年への繰越額) 741,500

自由民主党東京都港区第二十支部の部3本年収入の内訳の項の次に次のように加える。

4 支出の内訳

総経費 510,000

事務所費 510,000

●東京都選挙管理委員会告示第百八十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、維新の党衆議院東京都第23選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十二号)の一部を次のように訂正する。

平成二十九年十一月九日

東京都選挙管理委員会

維新の党衆議院東京都第23選挙区支部の部1収入総額の項中「17,556,779」を「18,156,779」に、「15,891,537」を「16,491,537」に改め、同部2支出総額の項中「17,556,779」を「18,156,779」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「7,890,000」を「8,490,000」に、「6,150,000」を「6,750,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「11,791,551」を「12,391,551」に

「寄附・交付金 7,184,597」を「寄附・交付金 7,184,597」に
その他の経費 600,000」に

改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中

「塚田 正和 80,000 町田市」を

「塚田 正和 80,000 町田市」に

伊藤 敏博 600,000 町田市」に

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第二十一選挙区支部、民進党東京都参議院選挙区第1総支部、公明党文京総支部、自由民主党東京都港区第二十支部、自由民主党東京都杉並区第二十二支部、自由民主党豊島総支部、自由民主党東京都練馬区第十二支部、自由民主党瑞穂総支部、おぎの稔後援会、多摩市の明日を考える会、江戸川・生活者ネットワーク、佐藤かつと後援会、ほっち易隆事務所及び村田光男後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十三号)の一部を次のように訂正する。

平成二十九年十一月九日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第二十一選挙区支部の部2支出総額の項中「33,364,055」を「33,362,219」に、「13,008,959」を

「13,010,795」に改め、同部4支出の内訳の項中「17,224,192」を「17,222,356」に、「618,003」を「616,167」に改める。

自由民主党東京都参議院選挙区第1総支部の部4支出の内訳の項中「780,641」を「775,511」に、「95,907」を「101,037」に改める。

公明党文京総支部の部1収入総額の項中「20,036,474」を「20,016,474」に、「16,877,688」を「16,857,688」に改め、同部2支出総額の項中「427,226」を「407,226」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「10,693,443」を「10,673,443」に、「10,395,443」を「10,375,443」に改める。

自由民主党東京都港区第二十支部の部1収入総額の項中「2,070,100」を「1,050,100」に、「1,761,500」を「741,500」に改め、同部2支出総額の項を次のように改める。

2 支出総額 510,000

(翌年への繰越額) 540,100

自由民主党東京都港区第二十支部の部3本年収入の内訳の項の次に次のように加える。

4 支出の内訳

総経費 510,000

事務所費 510,000

自由民主党東京都杉並区第二支部の部1収入総額の項中「2,685,339」を「3,435,339」に、「2,460,400」を「3,210,400」に改め、同部2支出総額の項中「2,413,343」を「3,163,343」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「2,430,000」を「3,180,000」に、「2,000,000」を

<p>「2,750,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「政治活動費」123,000を組織活動費123,000に「政治活動費」873,000を組織活動費123,000に選挙関係費750,000に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中「2,000,000」を「2,750,000」に改める。</p> <p>自由民主党豊島総支部の部2支出総額の項中「13,070,388」を「13,170,388」に、「259,629」を「159,629」に改め、同部4支出の内訳の項中「10,189,990」を「10,289,990」に、「5,027,262」を「5,127,262」に、「4,480,026」を「4,580,026」に改める。</p> <p>自由民主党東京都練馬区第十二支部の部3本年収入の内訳の項中「自由民主党東京都練馬区第十二支部」を「自由民主党練馬総支部」に改める。</p> <p>自由民主党瑞穂総支部の部2支出総額の項中「1,120,049」を「1,128,549」に、「1,631,966」を「1,623,466」に改め、同部4支出の内訳の項中「4,277」を「12,777」に改める。</p> <p>おぎの総後援会の部1収入総額の項中「1,210,260」を「1,610,260」に改め、同部2支出総額の項中「1,210,260」を「1,610,260」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「850,260」を「1,250,260」に、「450,260」を「850,260」に改め、同部4支出の内訳の項中「634,800」を「1,034,800」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中「147,260」を「547,260」に改める。</p> <p>多摩市の明日を考える会の部1収入総額の項中</p>	<p>「250,000」を「1,250,000」に改め、同部2支出総額の項中「250,000」を「1,250,000」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「250,000」を「1,250,000」に改め、同部4寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中</p> <p>「加藤 敏雄」150,000 八王子市 「加藤 敏雄」150,000 八王子市 「加藤 敏雄」150,000 八王子市 松崎 学 100,000 狛江市 鷺海 量良 100,000 立川市 中野 辰久 100,000 神奈川県横浜 市 梅田 則子 100,000 八王子市 麻 祐一 100,000 杉並区 加藤 真悟 100,000 調布市 原 洋助 100,000 長野県松本市 大山 晃平 100,000 日野市 新倉 隆 100,000 多摩市 野島 広司 100,000 神奈川県相模 原市</p> <p>改める。</p> <p>江戸川・生活者ネットワークの部6資産の内訳の項中「2,000,000」を「2,500,000」に改める。</p> <p>佐藤かつと後援会の部2支出総額の項中「51,670」を「77,982」に、「26,312」を「0」に改め、同部4支出の内訳の項中「51,670」を「77,982」に改める。</p> <p>ほっち易隆事務所の部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中</p> <p>「発地 易隆」4,200,000 足立区 「発地 易隆」1,500,000 足立区</p>	<p>発地 美枝子 1,500,000 足立区 発地 美代子 1,200,000 足立区」に改める。</p> <p>村田光男後援会の部1収入総額の項中「8,106,169」を「2,457,919」に、「8,105,031」を「2,456,781」に改め、同部2支出総額の項中「8,056,169」を「2,407,919」に改める。</p>	<p>公 告</p> <p>争議行為の予告について</p> <p>日本赤十字社医療センター第一労働組合執行委員長高橋多鶴子から争議行為を行う旨の通知が平成二十九年十月二十七日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十九年十一月九日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 事件 賃金等の要求に関する件</p> <p>二 日時 平成二十九年十一月十日以降問題解決に至るまでの間</p> <p>三 場所及び所在地 日本赤十字社医療センター 渋谷区広尾四丁目一番一十二号</p> <p>日本赤十字社 港区芝大門一丁目一番三号</p> <p>四 種類 上記の場所の全面的或いは部分的に、連続的或いは断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、それに対する妨害排除のための争議行為を、単</p>
--	---	--	---

独または併用して行なう。
ただし、救急患者並びに入院中の重症患者のための、
保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。(以
上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長嘉瀬秀治から争
議行為を行う旨の通知が平成二十九年十月三十日にあつた
ので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七
十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次
のとおり公表する。

平成二十九年十一月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

労働条件改善等の要求に関する件

二 日時

平成二十九年十一月十日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若
干名を除くすべての組合員、または一部の組合員による
ストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上
原文のまま掲載)

別表

慶應義塾大学病院 新宿区信濃町三十五番地
東京女子医科大学病 同 区河田町八番一号
院

東京女子医科大学 東医療センター	荒川区西尾久二丁目一番十号
順天堂大学医学部付 属順天堂医院	文京区本郷三丁目一番一号
東京医科大学病院	新宿区西新宿六丁目七番一号
日本医科大学附属病 院	文京区千駄木二丁目一番五号
日本医科大学多摩 永山病院	多摩市永山一丁目七番地一
財団法人井之頭病院	三鷹市上連雀四丁目十四番一号
社会福祉法人桜ヶ丘 社会事業協会桜ヶ丘 記念病院	多摩市連光寺一丁目一番地一
医療法人社団慈雲堂 病院	練馬区関町南四丁目十四番五十三号
更生保護法人鶴舞会 飛鳥病院	町田市鶴間三丁目八番一号
医療法人社団根岸病 院	府中市武蔵台二丁目十二番地二
昭和大学附属烏山病 院	世田谷区北烏山六丁目十一番十一号
東京保健生活協同組 合(東京健生)	
東京健生病院	文京区大塚四丁目三番八号
介護老人保健施設 ひかわした	同 区千石二丁目一番六号
根津診療所	同 区根津一丁目二十七番三号
大塚診療所	同 区大塚六丁目九番十号
氷川下セツルメン ト診療所歯科	同 区大塚三丁目三十六番七号
ひかわした訪問看 護ステーション	同 区大塚六丁目九番十号

鬼子母神診療所	豊島区雑司が谷三丁目三番十七号
鬼子母神診療所 (歯科)	同 右
南池袋訪問看護ス テーション	豊島区南池袋三丁目四番二号
鉄砲州診療所	中央区入船一丁目五番四号
訪問看護ステーション つぼうず	同 区湊一丁目六番二号 メゾン ポルト三〇二
橋場診療所	台東区橋場一丁目三十四番二号
蔵前協立診療所	同 区三筋二丁目十三番五号
よみせ通り診療所	同 区谷中三丁目八番二十一号
竜泉協立診療所	同 区谷中三丁目八番二十一号 澄風苑マンション一階
言問通り訪問看護 ステーション	同 区竜泉三丁目一番二号
訪問看護ステーション たいとう	同 区谷中一丁目一番十九号
江戸川橋診療所	新宿区改代町三十三番地
江戸川橋診療所 (歯科)	同 右
大泉生協病院	練馬区東大泉六丁目三番三号
石神井ポット池前 診療所	同 区石神井町五丁目四番十二号 一〇二
大泉訪問看護ステ ーション	同 区石神井台六丁目九番十二号
公園通り訪問看護 ステーション	同 区石神井町三丁目二十五番四 号
北園訪問看護ステ ーション	同 区石神井パレス石神井公園二〇 四
医療法人財団城南福 祉医療協会(南部医	同 区大泉学園町一丁目一番五号 シャトー高陣屋一〇一

療

大田病院 大田区大森東四丁目四番十四号
 大田病院附属大森中診療所 同 区大森中一丁目二十二番二号
 大田病院附属大森東診療所 同 区大森東四丁目三番十一号
 大田病院附属うのき診療所 同 区鶴の木三丁目十三番十号
 京浜診療所 同 区東六郷一丁目二十七番四号
 大田歯科 同 区大森東四丁目三番十一号
 うのき訪問看護ステーション 同 区鶴の木三丁目十番十三号
 羽田訪問看護ステーション 同 区西糀谷三丁目九番二十二号
 大森西訪問看護ステーション 同 区大森西五丁目一番二十一号
 おおもりまち訪問看護ステーション 同 区大森東四丁目三番十一号
 平和島訪問看護ステーション 同 区大森北六丁目三十二番八号
 けいひん訪問看護ステーション 同 区南六郷一丁目八番二号
 ゆたか診療所 品川区豊町四丁目三番二十号
 三ツ木診療所 同 区西品川二丁目十三番二十号
 三ツ木診療所 同 区西品川二丁目十三番二十号
 ゆたか訪問看護ステーション 品川区豊町四丁目三番二十号
 西品川訪問看護ステーション 同 区西品川一丁目八番二十二号
 医療法人財団南葛勤医協
 芝診療所 港区新橋六丁目十九番二十一号

新小岩診療所 江戸川区松島四丁目二十七番二号
 葛西みなみ診療所 同 区南葛西二丁目十二番一号
 一之江内科クリニック 同 区一之江三丁目二番三十五号
 江東診療所 江東区大島一丁目三十六番五号
 扇橋診療所 同 区三好四丁目七番十号 一〇二
 医療法人社団健友会
 中野共立病院 中野区中野五丁目四十四番七号
 中野共立病院附属 同 所四十五番四号
 中野共立診療所 中野区中野三丁目三番一号
 城西診療所 同 区沼袋四丁目二十七番十五号
 江古田沼袋診療所 同 フォーシーズビル一階
 川島診療所 同 区弥生町三丁目二十七番十一号
 やまと診療所 同 区大和町三丁目三番十二号
 桜山診療所 同 区東中野三丁目十七番八号
 やまと訪問看護ステーション 同 区大和町四丁目十番一号
 上高田訪問看護ステーション 同 区上高田一丁目五十番七号
 南中野訪問看護ステーション 同 区弥生町四丁目二十六番二号
 西荻窪診療所 杉並区西荻南四丁目二番七号
 天沼診療所 同 区天沼三丁目二十七番七号
 桃井診療所 同 区荻窪五丁目十三番二号
 西荻南訪問看護ステーション 同 区西荻南四丁目二番七号
 医療法人財団健康文

化会

小豆沢病院 板橋区小豆沢一丁目六番八号
 介護老人保健施設志村さつき苑 板橋区坂下三丁目七番六号
 坂下診療所 同 区坂下一丁目十二番二十号
 下赤塚診療所 同 区赤塚二丁目九番四号
 小豆沢病院附属高島平診療所 同 区高島平八丁目一番一号
 小豆沢病院附属本蓮沼診療所 同 区小豆沢一丁目七番七号
 小豆沢歯科 同 所同番二号
 小豆沢病院訪問看護ステーション 同 所六番八号
 赤塚訪問看護ステーション 板橋区赤塚三丁目十九番一号
 高島平訪問看護ステーション 同 区高島平八丁目一番一号
 練馬第一診療所 練馬区平和台四丁目二十番十六号
 練馬第二診療所 同 区練馬一丁目六番十六号
 練馬訪問看護ステーション 同 区早宮二丁目二十番二十五号
 桐ヶ丘団地診療所 北区赤羽台三丁目十七番
 桐ヶ丘訪問看護ステーション 同 区赤羽北三丁目八番七号
 社会医療法人社団健全会 ビル一階
 立川相互病院 立川市緑町四丁目一番
 健全会ふれあい相互病院 同 市錦町一丁目十六番十五号
 立川相互ふれあいクリニック 同 所二十三番四号

<p>立川相互病院附属 子ども診療所 号 一階 所同 番二十五</p> <p>すながわ相互診療 所 立川市幸町五丁目九番地の二</p> <p>相互歯科 同 市錦町一丁目十七番十号 健 生会歯科ビル</p> <p>にしき訪問看護ス テーション 同 所二十三番二十五 号 四階</p> <p>さかえ訪問看護ス テーション 立川市栄町二丁目四十五番地の三 十七</p> <p>あきしま相互病院 昭島相互診療所 同 市福島町九百八番地十七</p> <p>昭島相互診療所 同 市福島町九百八番地十七</p> <p>在宅クリニック昭 島相互 同 所同 番</p> <p>東中神訪問看護ス テーション 同 所千十四番地六十四</p> <p>国分寺ひかり診療 所 国分寺市光町三丁目十三番地三十 四</p> <p>谷保駅前相互診療 所 国立市富士見台一丁目十七番地三 十六</p> <p>日吉町訪問看護ス テーション 国分寺市日吉町一丁目四十五番地 一 アメニティコウヤマ第二ガ デン</p> <p>府中診療所 府中市府中町一丁目十三番地三</p> <p>しんまち訪問看護 ステーション 同 市新町一丁目四十番地六</p> <p>日野台診療所 日野市日野台四丁目二十六番地の 十六</p> <p>ひのだい訪問看護 ステーション 同 所四番地の八 斉藤ビル二階</p> <p>羽村相互診療所 羽村市緑ヶ丘二丁目十五番地十 同 所二十六番地三 緑ヶ丘ハイム一〇五</p>	<p>伊奈平診療所 武蔵村山市伊奈平一丁目六十九番 地の一 民商会館一階</p> <p>緑ヶ丘訪問看護ス テーション 同 市大南二丁目四十五番地 の五 サンライズ鈴忠二階二〇一</p> <p>けんせい歯科 八王子市東町二番三号 八王子共 立ビル四階</p> <p>東京ほくと医療生活 協同組合 王子生協病院 北区豊島三丁目四番十五号</p> <p>介護老人保健施設 ほくとはなみずき 同区東十条二丁目八番五号</p> <p>豊川通り診療所 同区豊島三丁目四番十五号 コー プとうきょう豊島ビル二階</p> <p>生協北診療所 同区東十条二丁目八番五号</p> <p>生協浮間診療所 同区浮間三丁目二十二番一号</p> <p>赤羽東診療所 同区志茂四丁目十四番二号</p> <p>生協王子歯科 同区豊島三丁目十九番三号</p> <p>王子訪問看護ステ ーション 同 右</p> <p>十条訪問看護ステ ーション 北区中十条二丁目七番十三号 丸 栄ビル一階</p> <p>江北生協診療所 足立区江北二丁目二十四番一号</p> <p>鹿浜診療所 同 区新田二丁目四番十五号</p> <p>北足立生協診療所 同 区入谷三丁目一番五号</p> <p>訪問看護ステーション 同 区新田二丁目十六番二十号 一〇二</p> <p>荒川生協診療所 荒川区荒川四丁目五十四番五号</p> <p>汐入診療所 同 区南千住八丁目十番三号 一 〇一</p> <p>虹の訪問看護ステ ーション 同 区荒川四丁目五十二番六号</p>	<p>医療法人財団ひこば え会</p> <p>セツルメント診療 所 足立区東和四丁目二十番七号</p> <p>セツルメント診療 所分院 同 所二十四番十六号</p> <p>つやま訪問看護ス テーション 足立区大谷田一丁目七番十一号</p> <p>水元セツルメント 診療所 葛飾区水元三丁目二十二番二十一 号 水元公園共同ビル二階</p> <p>東京葛飾医療生活協 同組合 篠原診療所 葛飾区四つ木四丁目十五番十五号</p> <p>下千葉診療所 同 区堀切七丁目十三番二十四号</p> <p>金町診療所 同 区東金町一丁目十五番五号</p> <p>ほりきり訪問看護 ステーション 同 区白鳥二丁目三番六号</p> <p>かなまち訪問看護 ステーション 同 区金町五丁目十四番六号</p> <p>北多摩中央医療生活 協同組合 むさし小金井診療 所 小金井市本町一丁目十五番九号</p> <p>のがわ訪問看護ス テーション 同 右</p> <p>みなみうら生協診 療所 三鷹市下連雀七丁目一番二十七号 オタリ南浦ビル二階</p> <p>西都保健生活協同組 合</p> <p>北多摩クリニク 清瀬診療所 同 市元町一丁目十三番二十七号</p> <p>清瀬診療所 同 市上清戸二丁目一番四十二号</p> <p>北多摩訪問看護ス 同 市上清戸二丁目一番四十二号</p>
---	---	--

テーシヨ

北多摩生協診療所 東村山市本町四丁目二番地三十二

かるがも訪問看護 同 所同 番一シ

ステーション テイコーポバルナス久米川

富士見通り診療所 東久留米市本町三丁目三番二十三

みその診療所 小平市美園町一丁目二番十六号

みその歯科 同 右

訪問看護ステーション 小平市仲町百九十五番地九 ライ

東京西部保健生活協 トハウス一階

同組合

せいきよう診療所 杉並区松ノ木三丁目二十三番八号

和田堀診療所 同 区和田二丁目四十二番五号

上井草診療所 同 区今川三丁目三十番十号

すぎなみ中央訪問 同 区梅里二丁目二十八番三号

看護ステーション 同 区今川三丁目三十番十号

上井草訪問看護ス テーション

医療法人(財団)共 立医療会

八王子共立診療所 八王子市東町二番三号

北団地診療所 同 市長房町七百十九番地 都

きょうりつ北野訪 同 市長房北団地七十一号棟

問看護ステーション 同 市北野町五百五十七番地十

きょうりつ北野訪 同 市北野町五百五十七番地十

問看護ステーション 同 市北野町五百五十七番地十

多摩みなみクリニ ック 同 市長房町八百三番地六

目黒医療生活協同組 合

上目黒診療所

西小山診療所

平和通り訪問看護

ステーション

かみよん訪問看護

ステーション

一般社団法人東京メ

デイエール

ひかわした調剤薬

局

ひがし大泉薬局

さかした調剤薬局

西参道薬局

地藏通り薬局

ごんげん坂薬局

桜川薬局

みどり薬局

志村薬局

高島通り薬局

平和台薬局

一番通り薬局

あすか薬局

ひまわり薬局

目黒区上目黒四丁目四番二十一号

同 区目黒本町六丁目六番八号

同 区目黒本町四丁目八番八号

同 区上目黒四丁目四番二十一号

同 区大塚四丁目三番一号 陽和

同 区千石三丁目四番三号 源田

同 区石神井台六丁目五番十八号

同 区大塚六丁目三番三号

同 区雑司が谷三丁目三番十八号

同 区飛田ビル一階

同 区水道町二番二号 淡路ビル

同 区根津一丁目二十七番二号

同 区サンダレス町田一階

同 区中央区入船一丁目五番十一号 広

同 区板橋区小豆沢一丁目九番十四号

同 区坂下一丁目十二番二十一号

同 区高島平八丁目一番一号

同 区練馬区平和台四丁目二十番十六号

同 区板橋区赤塚二丁目十番十五号

同 区北區豊島三丁目五番六号 セント

同 区ラルマンシヨ

同 区同区東十条二丁目六番五号 第二

同 区富士ビル一階

ひまわり薬局浮間 同区浮間三丁目二十二番五号 二

店 ノ宮ビル一階

すずらん薬局 同区志茂四丁目十四番一号 マン

同 シヨ

同 区かえで薬局

同 区しんでん薬局

同 区わかくさ薬局

同 区あらかわ虹薬局

同 区堀切虹薬局

同 区公益財団法人結核予

同 区防会

同 区第一健康相談所

同 区複十字病院

同 区新山手病院

同 区介護老人保健施設

同 区保生の森

同 区公益財団法人がん研

同 区究会がん研有明病院

同 区医療法人社団成和会

同 区西新井病院

同 区西新井病院附属成

同 区和腎クリニク

同 区西新井病院

同 区にしあらい脳外科

同 区クリニク

同 区にしあらい生活習

同 区慣病クリニク

介護老人保健施設 同 区西新井本町一丁目二十五番
 むくげのいえ 三十六号
 財団法人愛生会厚生 多摩市和田千五百四十七番地
 荘病院
 八王子保健生活協同
 組合

城山病院 八王子市元八王子町三丁目二千八
 百七十二番地一
 はちせい健友クリ 同 市叶谷町八百九十番地五
 ニック
 城山訪問看護ステ 同 市元八王子町二丁目千百六
 ーション 十二番地一
 城山みなみ訪問看 同 市高尾町千六百十番地
 護ステーション
 東京都清瀬喜望園 清瀬市竹丘三丁目一番七十二号

都市計画道路事業の施行について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規
 定により、次のとおり公告する。
 平成二十九年十一月九日

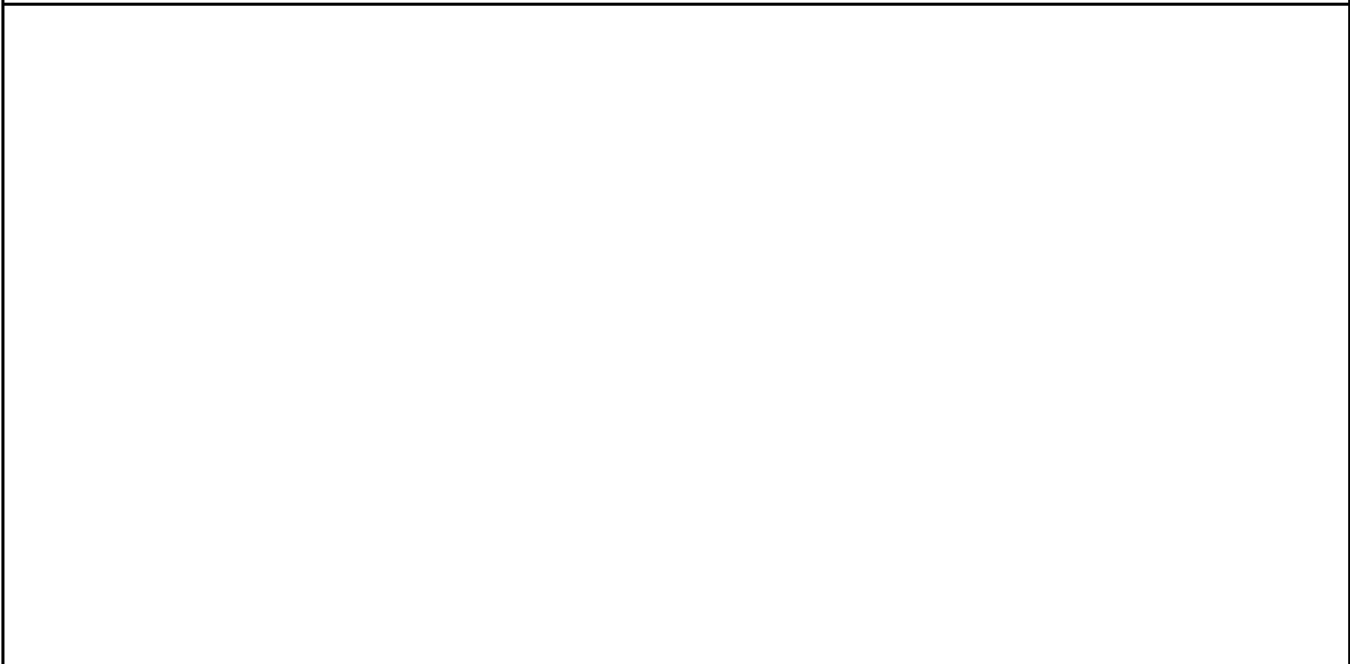
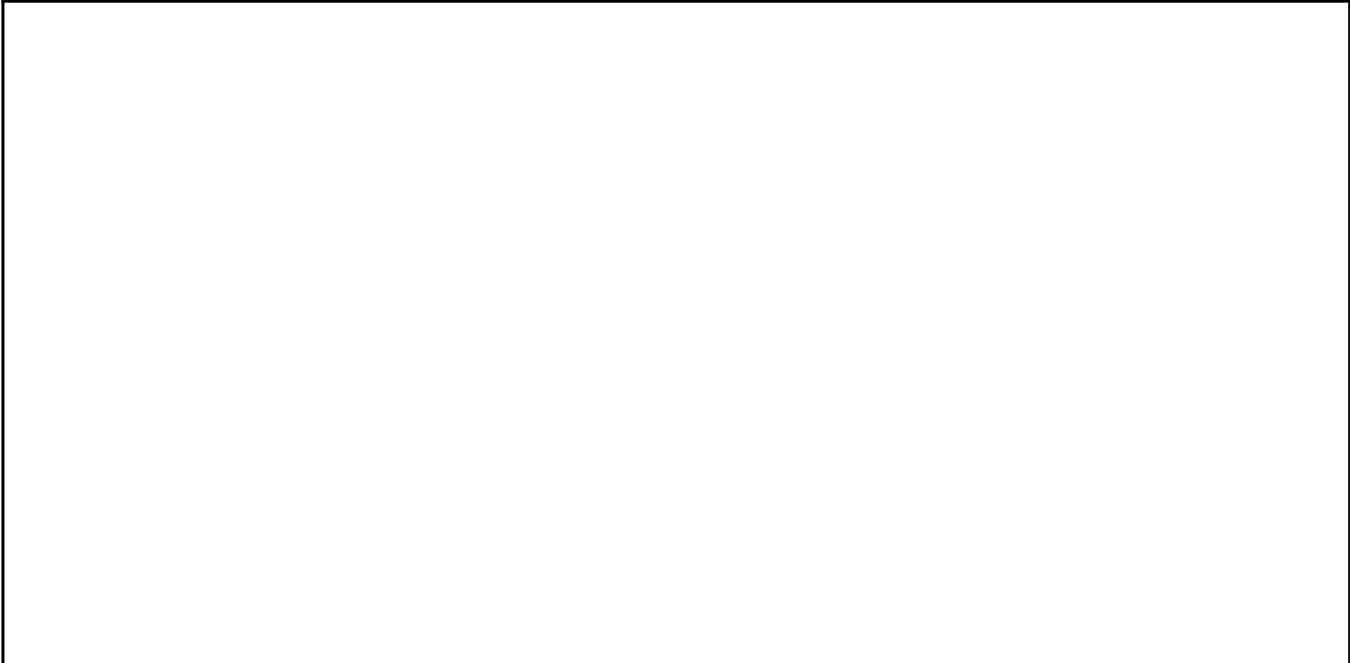
東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の 別表のとおり
種類及び名称
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

都市計画事業の 事業地の所在 事業認可 所管事
 種類及び名称 の告示 務所
 三鷹都市計画道 三鷹市下連雀五丁 平成二十 北多摩
 路事業三・四 目及び下連雀六丁 九年十月 南部建

十四号国領吉祥 目地内
寺線

十八日関 設事務
東地方整 所
備局告示
第二百五
十七号



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001